

## 空家等対策の推進に関する特別措置法のさらなる強化を求める意見書

平成26年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されて以来、高石市においても空家等対策の推進に積極的に取り組んでいるところである。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が、平成31年3月29日付で総務省・国土交通省告示第1号(最終改正)として示されており、その中の一、空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項の1、本基本指針の背景において「適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。今後、空家等の数が増加すれば、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところである。」と示されている。また、法第12条には「市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

昨今、頻繁に発生する自然災害の被害を受け、建物の外壁や屋根の一部にこのまま放置すれば倒壊のおそれがある長屋が存在する。それらの長屋が通学路に面している例もあり、地域住民にとって不安な日々が続いている。

長屋は建築基準法上の許可等を一棟の建物として得ているが、複数の権利者が個別に所有しており、長屋の一部の外壁や屋根の倒壊の危険が生じていても全戸が空き家の場合しか行政による助言、指導、勧告、処置等を講ずることができないのが現状である。

誰もが安全・安心に暮らせるために空家等対策の推進に関する特別措置法において、長屋の取り扱いについて下記のとおり強く求める。

### 記

- 1、空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条第1項中の「空家等」について、複数の権利者が個別に所有している長屋の一部が空家の場合も対象とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年12月10日

高石市議会